

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和5年9月22日

金曜日

号外

目次

## 道路公社公告

○富山県道路公社の料金を徴収することができる道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の一部改正 1

## 公 告

富山県道路公社の料金を徴収することができる道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の一部改正について

富山県道路公社の料金を徴収することができる道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について次のように一部改正したので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

富山県道路公社理事長 蔵堀 祐一

第1条を次のように改める。

（適用）

**第1条** 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第1項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って富山県道路公社の料金を徴収することができる道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

